

夫婦創姓制度という選択肢

吉田成利

- 一 はじめに
- 二 福澤論吉の夫婦創姓論
- 三 福澤論吉以降の夫婦創姓制度の提起
- 四 夫婦創姓制度のメリットとデメリット
- 五 選択的夫婦別姓導入の議論に夫婦創姓が加わることの意義
- 六 おわりに

一 はじめに

選択的夫婦別姓制度の導入が国会において議論されて久しいが、政権与党第一党である自由民主党の中でも賛否両論が衝突し合い、党としての明確な統一見解を出すに至っていない。我が国では民法七五〇条が夫婦同姓を規定して⁽¹⁾おり、二〇二一年六月の最高裁判決は夫婦同姓制度（民法および戸籍法の規定）を合憲と⁽²⁾した。明治民法

以来、現在に至るまで夫婦同姓のみの選択肢を法律に規定しているのは世界中で日本だけである。筆者は夫婦同姓制度を支持するが、厚生労働省の調査にあるように、二〇二四年に婚姻して姓を変える人の九四・一パーセントが妻（女性）であるという現実が、日本国憲法二四条に規定された男女平等の理念に反しているように思える⁽³⁾。

一九九一年の法制審議会民法部会（身分法小委員会）において夫婦別姓についての審議が開始されて以来、一部のメディアや与野党の政治家、学者、そして二〇二四年には経団連が選択的夫婦別姓制度の早期導入を声高に主張しながらも、選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正案が国会の本会議の場で採決されるまでにはまだ時間がかかりそうである。そのような中で、従来のような夫婦同姓制度の枠組を守りつつ、夫婦別姓とは別に、現代的な個人主義の考え方も網羅するような第三の選択肢として、夫婦創姓制度が存在しうることを忘れてはいないか？夫婦創姓とは簡単に言えば、婚姻を機に夫婦で新たな家族を形成するために新たな姓を創造し、夫婦とその子どもが共にその新姓を名乗ることである。夫婦は婚姻時にどちらかの姓を選びどちらかの姓を旧姓とするのではなく、夫婦共に今まで名乗ってきた姓を旧姓とし、新たな姓を創造して家族の姓として名乗るのだ。

明治期に、夫婦創姓制度を提案した著名人に福澤諭吉がいる。福澤は『日本婦人論』の中で夫婦創姓の導入を提案し、その後も夫婦の姓に対する議論の際に福澤の夫婦創姓論が紹介されることはあったものの、近年の選択的夫婦別姓制度導入の議論において夫婦創姓という選択肢が排除されていることは大いなる疑問である。婚姻時に夫婦が名乗る姓の選択肢について、従来型のような片方が姓を保ち片方が姓を捨てるような夫婦同姓か、それとも家族内で姓が異なる夫婦別姓かという二者択一で良いのだろうか？本論文は福澤諭吉以来の夫婦創姓の考え方を分析し、夫婦創姓という選択肢が婚姻や家族の在り方など今後の我が国の社会に与える影響や意義を考察しつつ、現代日本における夫婦の姓についての議論に一石を投じたいと思う。

論を始める前に、そもそも、夫婦「同姓」、「別姓」や「創姓」という言葉自体が間違っていると主張する考え

がある。例えば加地伸行は、姓と氏は異なるものであり混同するべきではないと主張する。⁽⁴⁾ 民法七五〇条は「姓」ではなく「氏」を規定しているのであり、加地は明治維新後の日本が欧米社会同様「夫婦同氏」制度を選んできたのだと主張する。加地いわく、「姓」は血縁系統を表すのに対し「氏」は後から付け加わる諸理由によるものであり、「姓」は歴史的な流れを示すゆえ「簡単には変えられない」⁽⁵⁾ が、「氏」は必要があれば変えようと思えば変えられるのだという。その「必要」の典型例が婚姻である。加地の考え方にしたがえば、後述する福澤諭吉の「夫婦創姓論」は、夫婦それぞれの「姓」から一文字ずつを取って新しい「氏」を作り婚姻後はその氏を名乗るという発想であり、夫婦「創姓」論ではなく夫婦「創氏」論となろうが、現代では姓、氏、苗字などは同じ意味で使用されていることや、夫婦の姓の議論に選択肢を加えるものとしての夫婦創姓制度を提起する目的から、加地の指摘した事実を十分承知しつつも、本論においてはあえて夫婦「創氏」ではなく夫婦「創姓」と表現する。

二 福澤諭吉の夫婦創姓論

江戸時代まで武士の特権の一つでもあった姓の公称は、一八七〇年九月一九日に「自今平民苗氏被差許候事」という太政官布告が出されて以来、平民にも認められるようになった。明治政府はこれにより、国民を、家を示す姓と個人を特定する名とで管理した。一度決定され戸籍に届け出された姓は変更できず、⁽⁷⁾ 一八九八年に制定された民法により夫婦同姓制度が規定された。

明治民法制定に先立つこと十数年前、明治一八年（一八八五年）七月に福澤諭吉は『日本婦人論』を刊行した。これは、同年六月四日〜一二日までの八回にわたり『時事新報』に掲載された福澤の女性論をまとめた論説であ

る。同著における「人生家族の本は夫婦に在り、夫婦ありて然る後に親子あり」という福澤の言葉にあるように、福澤にとって家族という単位の基本は、親子という「縦の關係」ではなく夫婦という「横の關係」にある。家と家の結合または片方の家（たいていは夫の実家）による吸収合併ではなく、一夫一婦、すなわち、一人の男と一人の女という個人同士の対等な結びつきから夫婦による新しい家族が形成され、それに子どもが加わる。子どもが婚姻した後にはまた別の「家族」が作られるのである。福澤にとって、「家族」とは親と子どもが（子どもの婚姻を契機に）別々に形成するものであり、世帯も別であると考えていた。⁽¹¹⁾ それぞれが経済的に自立しながらも、親子兄弟の血縁關係は決して主従の關係とならず、必要に応じて互いに協力し合うものである。⁽¹²⁾ この個人主義でありながら家族主義である独特の考え方を体现し、福澤は『日本婦人論』の第七章で、以下のような夫婦創姓論を展開している。

夫婦親子合して一家族を成すと雖ども、その子が長じて婚すれば又新に一家族を創立すべし。而してその新家族は父母の家族に異り。如何となれば新夫婦の一は此の父母の子にして一は彼の父母の子なればなり。即ち二家族の所出一に合して一新家族を作りたるものなればなり。この点より考うれば人の血統を尋ねて誰の子孫と称するに、男祖を挙げて女祖を言わざるを理に戻るもの、如し。又新婚以て新家族を作ること数理の当然なりとして争うべからざるものならば、その新家族の族名即ち苗字は、男子の族名のみを名乗るべからず、女子の族名のみを取るべからず、中間一種の新苗字を創造して至当ならん。例へば畠山の女と梶原の男と婚したらば山原なる新家族と為りその山原の男が伊東の女と婚すれば山東と為る等、即案なれども、事の実を表し出すの法ならん。斯の如くすれば女子が男子に嫁するにも非ず、男子が女子の家に入夫たるにも非ず、真実の出会い夫婦にして、双方婚姻の権利は平等なりと云うべし。⁽¹³⁾

福澤は自らの夫婦創姓論を「即案」であると認めている。また、「以上は吾輩の想像論にして、固より今日の実際に行わるべしとも思われず、却て世間の耳目を驚かすべきは自ら期する所なりと雖も⁽¹⁴⁾」と述べているように、福澤はこの案が簡単に実現できるものであるとは考えていなかった。西澤直子はその理由を相続の問題だと指摘している⁽¹⁵⁾。たとえ、婚姻を契機に実家から独立しても、実家との親子関係が維持される限り、財産やお墓や宗教行事などの祭祀や伝統の継承に関して考えねばならないこともある。福澤は『日本婦人論』の中で、家名の継承のための養子制度など、家系重視の風潮に批判的である⁽¹⁶⁾。一方で、福澤は日本の産業の現状を家業や家産が支えていることを理解しており、それらを維持する必要性も認識していた⁽¹⁷⁾。婚姻により子どもが新たな家族を形成し「独立」した場合に、代々継承するべき家業や家産、そして祭祀をどのように継承していくかについて、福澤の夫婦創姓論は十分に回答を与えていない⁽¹⁸⁾。

また、福澤は、両親から与えられた姓は⁽¹⁹⁾（各人の名前同様）「生涯身に附して離れ」ないものであり、婚姻後も各人が（現代的な需要で言えば職場など）それぞれ必要に応じて使用できるのではないかと述べている。離婚や配偶者と死別した場合には、旧姓でも夫婦による創姓でも、どちらを使用しても構わないであろうし、再婚したらまたその新しい配偶者の旧姓と自分の旧姓とを合わせて創姓すればよいとも福澤は考えた⁽²⁰⁾。このように、福澤の姓に対する考え方は現実的で柔軟であると評価できよう。

福澤が目指した社会の在り方を示した言葉として、「一身独立して一家独立し、一家独立して一国独立し、一国独立して天下も独立すべし⁽²¹⁾」という有名な一文が挙げられる。福澤にとって「一身独立」とは近代社会や近代国家形成の基盤であり、「一身独立」をきっかけに「一国独立」を目指すためにその間に「一家独立」を入れ「一身独立」を補完した⁽²²⁾。一家の独立のためには、夫婦が独立をしなくてはならない。そのための夫婦創姓であり、福澤が「即案」や「想像論」という言葉を用いて認めたように、当初は机上の空論として受け取られるかも

しれないが、「一国独立」のために夫婦創姓がいずれは実現されるべき選択肢であると福澤は考えたのではなく、⁽²³⁾ だろうか？

三 福澤諭吉以降の夫婦創姓制度の提起

福澤諭吉以降、夫婦創姓制度を提起する識者は多くない。阪井裕一郎は、夫婦別姓をめぐる議論の対立軸の中で、夫婦別姓に批判的な人々の中には夫婦同姓制度の維持を主張する人々に加えて、「複合姓」(後述する一部の欧米諸国などで認められている連結姓)や「夫婦創姓」を提案する人々が含まれることを指摘している。⁽²⁴⁾ 本稿では、阪井が夫婦創姓論者として例示した鎌田明彦や坂井芳雄の創姓論を分析する。

(一) 鎌田明彦

鎌田明彦が二〇〇二年に出版した『夫婦創姓論』は、家族の中で別姓が存在することにより特に子どもに不利益が生じることから、選択的夫婦別姓制度の導入に警鐘を鳴らしつつ、男女平等の観点から職業生活において婚姻の前後で用いる姓が変わることによって主に女性が不利益を被ることを批判し、解決策として夫婦創姓を主張した著書として注目に値する。鎌田は選択的夫婦別姓制度の導入に批判的である。なぜならば選択的夫婦別姓制度が男女平等の考え方を追求し女性の権利の向上につながる一方で、子どもの利益を考慮していないのである。たとえば夫婦が別姓を名乗っても子どもたちは中国のように夫の姓を名乗るであろう。鎌田いわく、これでは夫の姓が「家族の姓」となり、選択的夫婦別姓制度の導入を主張してきた人々が問題としてきたような男女不平等の解決にはならないというのである。また、鎌田はそもそも姓とは家族名称であり、名とは個人名称であるため、

夫婦で別の姓を名乗ってしまうと、家族の中に異なる姓を持つ人々が存在することとなり、姓が家族名称にならなくなってしまうということを挙げている。鎌田は婚姻の際に夫婦が今まで名乗ってきた旧姓を捨てるのではなく、名前同様、個人名称として職場や社会生活に使えばよいと主張する。⁽²⁵⁾

鎌田は二〇〇二年に『夫婦創姓論』の初版を出版した時には、欧米諸国のような連結姓⁽²⁶⁾の導入を提案していたが、初版の五年後に著した同著の改訂版では、連結姓では姓が長くなり不便であることから現実的ではないと認め、婚姻を契機に新たに創造する「夫婦結合姓」と個人名称としての旧姓の両方の使用を提案している。⁽²⁷⁾例えば前述のように福澤諭吉が例示した「畠山」と「梶原」が婚姻していたら「山原」という夫婦結合姓を作り、周囲からは山原氏と呼称されるが、職場などにおいては依然として個人名称として旧姓を名乗るのである。畠山・梶原夫婦の子供は「山原」を姓とし、たとえ将来婚姻をしようとも、職場などでは必要に応じて個人名称として「山原」という姓を生涯使用し続けるのだ。ただし、この夫婦結合姓では婚姻の有無が判明してしまうというデメリットがあると鎌田は認めている。したがって、成人に達したときに自ら新姓を創りこれを名乗るようにし、婚姻時に創る家族姓は、夫が成人に達したときに創造した姓か、妻が成人に達したときに創造した姓か、新たに夫婦結合姓を使用するかを選択させるようにすれば良いとしている。⁽²⁸⁾

筆者は、鎌田の選択的夫婦別姓導入論に対する批判の鋭さを評価するが、鎌田の夫婦創姓論は非現実的であると考えられる。鎌田の提案にしたがえば、多くの日本人が少なくとも成人時と婚姻時の二回、姓を変えることとなる。しかも現在では日本の成人年齢は一八歳なので、高校に進学している者は高校在学中に一八歳の誕生日を迎えた際に姓が変わることとなり、学校現場はおろか受験などの場合においても混乱が生じよう。そもそも、一八歳に成人年齢に達しながら一部の若者は二〇歳になる年に成人式を祝うという矛盾をかかえている現代日本の社会状況において、鎌田の主張するような創姓のタイミングが成人年齢に達した時でよいのかは疑問である。また、

全国民に成人を機に創姓をさせることは成人としての自覚を持たせる効果はあるが、将来の婚姻の有無にかかわらず、両親と同じ姓を生涯にわたり使用したい個人の自由を侵害しないか?⁽²⁹⁾

(二) 坂井芳雄

名古屋高等裁判所長官であった坂井芳雄も鎌田明彦同様、選択的夫婦別姓制度導入推進派の視野の狭さを指摘し、夫婦別姓論は子どもの姓の問題で「はっきりした壁にぶつかっている」と批判している⁽³⁰⁾。坂井は、もはや戦後日本では社会の構成単位が「一家眷属」から夫婦とその子どもだけの「所帯単位」へと変わったので、婚姻によって新しく一つの社会構成単位が出来上がり、その単位の名称として夫婦の姓(戸籍上の名称)を新たに一つだけ用意するべきであろうと主張する。この「一つだけ」ということについて、坂井は、社会の便宜のために会社設立の際には商号が一つしか許されないように、社会構成単位である夫婦の姓にも単一性が求められると説明している⁽³¹⁾。坂井は夫婦が婚姻の際に創る新しい姓について、夫婦で協議して決めたのであればどのようなものでも良いのではないかと考えた。坂井の考え方には、福澤諭吉のように夫婦の姓を組み合わせて新たな姓を創造するというルールはなく、夫婦が自由に姓を創造できるという考え方であり、夫婦の協議の結果どちらかの旧姓を夫婦の「創始姓」として新たに使っても、たまたま旧姓と合致しただけであると解釈して認められるべきではないかというものである。坂井も福澤や鎌田同様、婚姻後も家族というグループの名称(創始姓)と職場などを用いる個人の名称(旧姓)の使い分けにより社会生活が成り立つであろうと説いている。坂井の夫婦創姓論は選択的夫婦別姓制度導入の短絡的な推進を戒めつつも、夫婦別姓制度への対案を提供している点で高く評価できるのではないだろうか? もっとも、出生届に記載する新生児の名前(使用する漢字など)にも規制が加えられるように、婚姻届に記載し提出する新姓にも、福澤案のように何らかのルールや法則を設け規制した方が良いので

はないかと思われる。

四 夫婦創姓制度のメリットとデメリット

前述した夫婦創姓案をふまえ、夫婦創姓制度のメリットとデメリットを考察する。

(一) 夫婦創姓制度のメリット

筆者は日本の社会や法文化において、選択的夫婦創姓制度の導入の方が夫婦別姓制度よりも広く受け入れられやすいであろうと予測する。なぜならば、夫婦創姓の家族は、夫婦別姓の家族と異なり、家族の構成員が全員同じ姓を名乗るからだ。夫婦が新しく名乗る姓を共に用いることで、婚姻の事実を対外的に示すことができる。新しく創造した姓は、夫婦にとってまさに「結婚指輪」のような婚姻の象徴となる。

また、これは従来型の夫婦同姓を選択しても同じメリットが生じるわけではないが、夫婦が同じ姓を名乗ることとは子どもにとって大きな利益を与えられるものとなる。例えば親子が同じ姓であれば、学校現場においても生徒・保護者・教職員とのコミュニケーションを取る際によりスムーズであろう。親子が同じ姓であることは夫婦同様「あの人は家族なのだ」と明確に示すことにもなる。そして、冒頭で述べたように、二〇二四年に婚姻して姓を変える人の九四・一パーセントが妻（女性）であったという現実をふまえると、もし夫婦別姓を選択した場合、離婚後を除いて、子どもの姓が父親と同じになるという場合が多くなる。父母の姓が異なる家族において母子別姓となることが子どもにとって不利益を被るべきことなのかどうかは子どもの性格や家庭環境によるのかもしれないが、いずれにしても子どもにとって夫婦同姓の家族には無い心理的負担を課すことにはならない

か？⁽³²⁾ 婚姻することにより家族単位で管理されるべき場面は多い。例えば夫婦や子どもの銀行口座の作成や保険、医療行為における家族の同意を必要とする場面などにおいては、家族が同姓であることにより効率的に管理ができる利点もある。

選択的夫婦創姓制度の導入は現行の法制度に大きな変更を与えなくても実現できる。民法は法律婚主義をとっており、婚姻届提出により婚姻を成立させることで事実婚と区別をし、扶養や相続などで法律婚のみに婚姻関係を認める位置づけを与えている。日本が法律婚主義を改める必要がないのであれば、夫婦創姓制度は夫婦が同姓である法律婚と、男女の戸籍上の姓が異なる事実婚とを区別する意義を引き続き果たしていくのである。また、戸籍法六条は戸籍編製の基準を、「一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する」としている。夫婦創姓制度は戸籍編製のそのような原則を変更することはない。

筆者が選択的夫婦創姓制度の最大のメリットと考えていることは、夫婦創姓という選択肢を作ること、日本において家族の定義が夫婦とその子どもへと明確に限定されることである。祖父母や親族など複数世帯同居などを時代遅れなどと否定するものでは決してないが、⁽³³⁾ 家族とはあくまでも両親とその子どもが形成するものだという考え方は、核家族の多い現代日本においては広く普及していると考えられる。⁽³⁴⁾ 祖父母と孫の関係や絆の濃淡は人によって異なることであろうが、孫にとって祖父母は法律上、二親等の直系尊属にすぎない。祖父母が孫に果たすことのできる意義や役割は物心共に大きいこともあるが、祖父母はあくまでも「祖父母」であり「両親」に代わるような親権や孫に対する責任を持たせられないのである。婚姻時に夫婦創姓という選択肢を設けることは、日本の社会における家族の範囲を「夫婦とその子ども」と法律において明示することとなるし、夫婦には「一家独立」の自覚を、そして夫婦の実家（特に鎌田が指摘したように、婚姻を「吸収合併」と誤解している実家）にも、子どもや孫は別世帯の者であるという認識を持たせることができると筆者は考える。これは不毛な悲劇を起

こす「妻と夫側の実家との諍い」などを防ぐ有用な方策ともなる。

鎌田明彦は自らの「夫婦創姓論の思想的背景」について、以下のように明快にまとめている。

姓とは、家族の名称である。結婚とは、愛し合った彼と彼女とが今までの家族から離脱して新しい家族を作ることである。この二つの前提を承認する限り結婚した以上姓が変わるのが当たり前であつて、変わらないのがおかしいのである。夫婦別姓論者は世の中の半分の人が結婚して姓が変わることを問題にしているが、これは話があべこべである。結婚しても姓が変わらない人が世の中の半分を占めていることを問題にすべきである。結婚した以上全ての人が姓が変わるというのが正常な姿である。すなわち、結婚した二人は第三の姓を二人の新たな姓とすべきである。³⁵⁾

鎌田が指摘しているように婚姻する者が性別に関係なく全員改姓するようになれば、選択的夫婦別姓制度の導入を推進する人々が主張するような「改姓により生じる様々な不便」を夫妻共に経験するわけで、何を解決させていけば婚姻による改姓の際の不利益を最小限にできるかが、より浮き彫りになっていくと思われる。

(二) 夫婦創姓制度のデメリット

選択的夫婦創姓制度の導入は呼称秩序を乱すのではないかという考えもあるかもしれないが、福澤諭吉や坂井芳雄による提案にあつたように、婚姻の場合のみ創姓できると制限すれば混乱は生じないであろう。

また、選択的夫婦別姓制度の導入を主張する人々が夫婦同姓制度を批判する際に、婚姻により姓が変わること、自分のアイデンティティが失われたように感じてしまうという意見がある。³⁶⁾しかしながら、婚姻は自らも配偶者も共に実家から独立する機会であり、自らの意思で相手と合意して婚姻届を提出する時において、喜びの感

情から離れ、個人のアイデンティティの喪失を感じることは想像しにくい。

福澤の夫婦創姓論が回答を留保しているように、お墓の管理などの祭祀伝承についても懸念が生じるかもしれない。例えば夫婦創姓により、自らや子どもの先祖が誰だかわからなくなるとか、先祖と切り離されてしまうというものだ。これに対しては、戸籍に両親以前を遡る姓などについての記録を残すことで、少なくとも現行の戸籍法が施行された以降の先祖を各人が正確にたどることはできよう⁽³⁷⁾。ことによると、明治時代以前より続くなどという家系の長い墓などは、「家先祖代々の墓」という墓石が、夫婦創姓という選択肢を取ることにより途絶えてしまう、あるいは管理者の指定や管理自体がしにくくなるのではないか。この懸念については、先祖の「家族」としてではなく、先祖の血統を継ぐ「個人」として、親や祖父母をはじめとした先祖の入る墓を管理する責任を負えば良いと思われる。協力や理解を得られれば、個人と家族を構成する配偶者や子どもも共にその墓の管理をすればよいだろう。また、そもそも先祖代々の墓を管理していくことが子孫の大切な義務だと考えるのであれば、婚姻時に従来型の夫婦同姓を選択することもできるわけだ。それぞれのルートである先祖の墓の管理についても、婚姻の際に夫婦で十分に協議し合意しておくべき一つの条件にもなり得よう。

五 選択的夫婦別姓導入の議論に夫婦創姓が加わることの意義

(一) 夫婦創姓制度のある国

夫婦創姓という選択肢を加えることで生じうる利益と課題を論じた後で、そもそも、夫婦創姓を選択したいという需要があるのかという疑問も残る。日本財団が二〇二五年八月に全国の一七〜一九歳の男女一〇〇〇名に行った調査によれば、二・六パーセントが「結婚後は、夫婦で別の姓を名乗れるならそうしたい」と述べている。

そのうち男性は三・五パーセント、女性は一・八パーセントであった。すなわち一八歳の日本国民の間に、「夫婦創姓」という発想さえなかなかりえないのではないかと思う。他国に目を向けるとどうであろうか？夫婦創姓制度を有している国は存在するのか？

例えば香港や台湾では、婚姻後、妻は自らの姓の前に夫の姓を加える「冠姓」という方法がある⁽³⁸⁾。この方法は、清王朝時代において広く行われていた慣習で一九二九年の中華民法に規定された⁽³⁹⁾。もともと、この制度は夫の姓を旧姓の前に加えて妻だけが名乗っていくだけに過ぎず、夫や子どもたちは創造された新たな姓を使っているわけではない、この方式はそれほど広がっていないという⁽⁴⁰⁾。現に台湾においては、一九九八年の民法で「原則夫婦別姓、冠姓も可能」となり、冠姓はあくまでも選択肢の一つである⁽⁴¹⁾。

欧米では夫婦の姓をハイフォンなどでつなげた連結姓を使用することもできる国や地域も見られる⁽⁴²⁾。英国やフランスでは、そもそも姓に対する法規制がない。英国では夫婦同姓、夫婦別姓、夫婦連結姓に加え、婚姻を機に新姓を創造して使用することも可能である。フィンランドでも二〇一八年の民法改正で同様なことが可能である⁽⁴³⁾。州ごとに姓に対する法規制が異なる米国においても、例えばアイオワ州では婚姻にともない創姓の使用が認められる⁽⁴⁴⁾。

(二) 今後の展望

冒頭で述べたように、政権与党の中核である自由民主党において、選択的夫婦別姓制度導入についての賛否はまとまりを得ず、二〇二五年五月の時点では、旧姓の通称使用の拡大を推し進め、引き続き熟議を重ねるといってところで表立った議論が止まっている⁽⁴⁵⁾。野党である立憲民主党は、二〇二五年四月三〇日に選択的夫婦別姓法案を国会に提出し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、夫婦の姓を統一するか、あるいは各自婚

姻前の姓を使用するかを選択できることを目指している。⁽⁴⁶⁾ 選択的夫婦別姓制度導入の賛否はさておき、この法案で評価すべき点は、子どもの姓を決定するタイミングが子どもの出生時ではなく婚姻時であることだ。家族に子どもが加わるかどうかなど婚姻してからでないこともあろう。しかし、婚姻前に家族の姓に対する考え方や価値観を夫婦で一致させる必要性がある。また、子どもを家族に迎え入れる祝い事の際になって夫婦間で子どもの姓に対する見解の不一致が起きては子どもに不利益を与えることになるし、前述したような夫婦の実家を巻き込んだ不毛な争いを回避させる点でも、子どもの姓を婚姻時に決めるということは非常に重要なことであると言えよう。国民民主党は、二〇二五年五月二八日に、選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正案を単独で国会に提出した。⁽⁴⁷⁾ 同案では、夫婦が別姓を選ぶ場合、婚姻する際に定めた戸籍の筆頭者と子どもを同じ姓にすることにより、家族がバラバラになるという懸念を解決して家族の一体性を保ちつつ、婚姻前の姓の使用を法的に担保するねらいだ。しかしながら、前述のように、戸籍筆頭者と子どもを同じ姓にすると、ほとんどの場合が夫（父親）の姓となり、結局のところ夫側の実家の姓だけが子孫へと引き継がれていくことになるので、立憲民主党案に比べれば、婚姻における男女の対等な関係からは離れた案となってしまうと言わざるをえない。

選択的夫婦別姓制度の導入に明確に反対している政党としては参政党と日本保守党があり、日本維新の会は、選択的夫婦別姓制度の導入ではなく、希望者の戸籍および住民票、運転免許証、パスポートなどに旧姓を記載し、婚姻後も旧姓を通称として使用できるように戸籍法を改正することで課題に対処しようとしている。⁽⁴⁸⁾ この三党や前述のように党内で党議拘束付きの統一見解が出せないほど考えが分かれている自由民主党を除けば、公明党も⁽⁴⁹⁾ 含め国会議員の大勢は選択的夫婦別姓制度の導入に前向きである。⁽⁵⁰⁾ すなわち、このまま議論が進めば、民法および戸籍法が改正され、夫婦別姓という選択肢が婚姻時に与えられると予測できる。しかしながら、選択的夫婦別姓制度導入についての国会における議論は本会議における採決に向けて未だ進んでいない。選択的夫婦別姓制度

導入の議論が停滞していることの一つの要因として、選択的夫婦別姓制度の導入について世論が盛り上がりにかけているということが考えられる。二〇二一年の内閣府による世論調査⁽⁵¹⁾によれば、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」という回答は二七・〇%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」という回答が四二・二%であり、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」という回答が二八・九%であった。世論は必ずしも選択的夫婦別姓制度の短絡的な導入にGOサインを出していないのではなからうか？

また、冒頭で述べたように、二〇二四年六月に経団連は選択的夫婦別姓制度の早期導入を提言⁽⁵²⁾したが、経団連が夫婦同姓制度が生じさせてきた弊害として例示した問題の多くが既に解決されていたことが後から判明し、説得力に欠けるものとなっている⁽⁵³⁾。選択的夫婦別姓制度の導入を主張する論者は、二〇二四年一〇月に国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対して選択的夫婦別姓を可能とする法整備を求める勧告を出したことを理由にすることもあるが、この勧告はそもそも法的拘束力もなく、同様の勧告の四回目であり、インパクトはあるとはいえない⁽⁵⁴⁾。「外圧」が選択的夫婦別姓制度を急激に後押しすることもなからう。

そもそも、選択的夫婦別姓制度導入を主張する人々の多くは、婚姻時の選択肢として同姓だけではなく別姓を加えたいとしているのであり、夫婦同姓という選択肢を廃止したいわけではない。したがって、夫婦創姓を婚姻時の選択肢に加えてはどうかと提案する本論同様、あくまでも「夫婦別姓」は「選択的」(選択肢として存在させる)なのである。福澤諭吉の「一家独立」を「一国独立」へ向けた重要な過程であるとする考え方をふまえても、姓に対する議論は、家族観や社会論、国家論にまで発展しうるほど大切なものであり、視野を広く熟議するべきトピックであろう。選択的夫婦別姓制度の導入を主張する論者や政治家たちが、「嫌なら同姓を選択すればいいのだから我々の主張に口を挟むな」とか「いいからとりあえずまずは選択肢に夫婦別姓を入れてくれ」というス

ピード重視の考え方⁽⁵⁵⁾だったり、一部の論者に至っては、婚姻や戸籍や姓を法律で規定する制度にまで反対をするなどラディカルに過ぎる意見を述べながら強引に議論を進めようとするので、かえって選択的夫婦別姓制度導入についての議論が浅く中途半端なまま、世論において盛り上がることもなく膠着し前進してこなかったのではな
いかと思う。

鎌田明彦は姓を「ユニホーム」と表現した⁽⁵⁶⁾。鎌田いわく、姓は夫婦同姓ととらえれば「ペアルック」であるが、家族同姓と解釈すれば「ユニホーム」なのだという。ペアルックならば、夫婦の嗜好の問題であろうが、サッカーや野球などの試合において各チームが着用しているユニフォームであれば、それは各プレイヤーがどのチームに所属しているかを周囲が一見して理解するためのものとなる。姓は夫婦という個人や一族の絆や一体感の維持のために名乗るわけではない⁽⁵⁷⁾。周囲に「この家族ここに在り」と示すためであろう。そもそも明治時代に国家が戸籍を統制管理していこうとした一環が現在の夫婦同姓制度であると考えるのであれば、姓とはペアルックという内向きの物ではなく、ユニフォームという外向きのものであるという解釈をした鎌田の表現は言い得て妙である。たしかに、鎌田の述べてきたように、夫婦同姓や夫婦別姓を「家族同姓」「家族別姓」という風に表現を変えると捉え方も変わってくる。すなわち、夫婦とその子どもで形成する家族が同じ姓というユニフォームを着て、子どもが生まれてから婚姻するまでそのユニフォームを着続けるのか、それとも一つの家族の中でチームAとチームBという異なるユニフォームを着ていくのか。客観的に見れば、一つの家族に複数のユニフォームが存在することはその家族の構成員が誰なのかを把握しにくくなり、周囲に迷惑をかけることになる。夫婦創姓とは、夫婦が婚姻をきっかけにそれぞれの実家で着ていたものとは異なる新しいユニフォームを作り、(多くは夫婦の子どもたちが新たな家族を形成するまでという期限付きではあるが)子どもと共に家族全員で同じユニフォームを着続けることができるという選択肢である。婚姻によりどちらかの実家に姓でもって吸収合併

されるのでもなく、真に「一家独立」した新しい夫婦同姓の選択肢を与えることは日本国民の婚姻に対する意識や家族観、ひいては国家観に影響を与えるであろうし、短絡的に夫婦別姓が男女平等だとか個人主義だとか、世界の潮流であるかのような風潮にのせられ、子どもの利益について考慮せず、大局的な視野を持たずに選択的夫婦別姓制度を導入することは避けたい。

六 おわりに

福澤諭吉の思想が時代を超えて広く人々を魅了する理由の一つとして、その合理性・プラグマティズムが挙げられよう。⁽⁵⁹⁾ 夫婦創姓という発想も、プラグマティスト福澤の真骨頂と言える。夫婦創姓は決して奇異な机上の空論ではあるまい。前述したように、現に、世界では夫婦創姓が婚姻の際に選択肢として存在する国家もあるのだ。夫婦創姓という選択肢の必要性は筆者が婚姻をした数年前から身に染みて感じてきたことであるが、夫婦の姓について調査をしていく中で近年の選択的夫婦別姓導入の議論などを見ても、未だに夫婦創姓が選択肢として提起されることが稀であることは残念である。婚姻により姓が変わることが夫婦の片方ではなく両方となることは、男女平等の観点から、また日本国憲法第一四条に規定されている法の下での平等の観点からも至極理にかなったこととなろう。また選択的夫婦創姓制度の導入は、夫婦とその子どもたちが同じ姓を保持するべきであるとする考え方を持った人々に夫婦別姓論よりは受け入れられやすいのではないか？

福澤が「正にても邪にても男女は同権にして一步も相譲らず、而してその同権の根本は習慣に由来するものにして、法律の成文は唯その習慣の力を援るに過ぎざるのみ。」⁽⁶⁰⁾と述べているように、選択的夫婦創姓制度も男女同権の一つの態様として日本人の日々の習慣の中で成立していかなくてはならないだろう。たとえ法律に夫婦創

姓という選択肢を加えたとはいえ、夫婦創姓を選ぶ夫婦が増え、夫婦創姓が日本の法文化の一つとなっていかなければ、福澤の「一家独立」の理想は実現できない。先に示した日本財団の統計資料を見れば、道は遠いと思われる。

婚姻とは夫婦で新たな家庭を作る希望の行事であり、それは夫婦が婚姻する前まで所属してきたそれぞれの家の両親にとっては、自分たちの家族を子どもの婚姻により破壊されることに他ならない。そのような破壊をも喜びと感じ、懸命に育て愛してきた自らの子どもの「一家独立」を祝福できるかどうかは、両親としての気概やプライド、責任の一端であろう。現代日本においても、なお「嫁ぐ」とか「婿入り」などという言葉が用いられ、婚姻を主として夫の実家による吸収合併のように無意識にとらえている考え方が消え去らない限り、婚姻に対する若者の希望や自覚も芽生えまい。ましてや日本国民の婚姻率も出生率も上がるとは思えない。夫婦創姓という選択肢は、夫婦に新たな家族を創る自覚と責任感を育くむと同時に、夫婦の両親にも、子離れをした夫婦二人だけの老後への新たな未来予想図を描かせる「門出」ともなるのである。

(1) 民法七五〇条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、戸籍法七四条は「婚姻をしようとする者は、左の事項を届出に記載して、その旨を届け出なければならぬ」と定め、一号に「夫婦が称する氏」と規定している。したがって、日本には現状、婚姻時に夫婦別姓を選択可能とする規定はない。吉田成利『大学生のための日本国憲法入門』（慶應義塾大学出版会、二〇二〇年）五五頁。

(2) ただし、同判決では夫婦の姓に関する制度の在り方は国会で議論し判断すべき事柄だと判示している。最大判二〇二一年六月二三日民集二六六号一頁、六頁。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/412/090412_hanrei.pdf

(3) 厚生労働省『人口動態統計』を基にした夫婦の姓に関するデータ。男女共同参画局『夫婦の姓(名字・氏)に

- 関するデータ』<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>
- (4) 加地伸行、「主体性なき「夫婦別姓論」産経新聞（二〇二一年三月二日）
<https://www.sankei.com/article/20210321-F6ZUOBVWSNKKDEHBIWEH7QIZQE/>
- (5) 前掲。
- (6) 民法などの法律では姓や苗字のことを「氏」と規定していることから、法務省も「選択的夫婦別氏制度」などと表現している。法務省『選択的夫婦別氏制度について』<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>
- (7) 阪井裕一郎『結婚の社会学』（筑摩書房、二〇二四年）一七二頁。
- (8) 福澤諭吉の『中津留別の書』（一八七〇年一月）にも「人倫の大本は夫婦なり。夫婦ありて後に、親子あり、兄弟姉妹あり」とある。福澤諭吉『福澤諭吉著作集』第一〇巻（慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）二頁。
- (9) 西澤直子『福澤諭吉と女性』（慶應義塾大学出版会、二〇一一年）
- (10) 福澤は『西洋事情 外編』（一八六八年）の中で、「子生れて弱冠に至るまで、父母の膝下に居てその養育を受けるも亦普通の大法なり」と述べている。福澤諭吉『福澤諭吉著作集』第一巻（慶應義塾大学出版会、二〇〇二年）八七頁。また、福澤の「何時までも子供二あらず、注意可被致。」という言葉が同様の考え方を表している。一八八四年二月一日付 福沢一太郎・捨次郎宛書簡。福澤諭吉『福沢諭吉書簡集』第四卷（岩波書店、二〇〇一年）九一頁。
- (11) 米国留学中の息子、福澤一太郎に宛てた書簡においても、福澤諭吉は「拙者ハ生涯夫婦同居」（一八八五年一月二日付、福澤諭吉『福沢諭吉書簡集』第四卷（岩波書店、二〇〇一年）三〇七頁）や「父母ハ同居せざる積りなり」（一八八七年六月付・日未詳、福澤諭吉『福沢諭吉書簡集 第五卷』（岩波書店、二〇〇一年）二二〇頁）と述べている。西澤直子『福澤諭吉とフリーラヴ』（慶應義塾大学出版会、二〇一四年）二〇四頁。
- (12) 西澤直子「書簡にみる福沢諭吉の「家」意識と近代化構想」犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』（吉川弘文館、二〇〇五年）二二六頁。および西澤前掲。
- (13) 福澤諭吉「日本婦人論」『福澤諭吉著作集』第一〇巻（慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）四三―四四頁。
- (14) 前掲、四五頁。
- (15) 西澤、前掲注(11)、二〇三―二〇四頁。

- (16) 福澤、前掲注(13)、四三頁。
- (17) 西澤直子は福澤のそのような考え方を表している書簡として一八八五年一月二〇日付の「塚本家々法」を挙げている。西澤、前掲注(11)、二〇六頁および西川俊作・山根秋乃「塚本定次 変換期の近江商人」『近代日本研究』第二二卷(一九九六年)二六—二七頁。
- (18) 西澤は相続の問題に福澤の家族論の曖昧模瑚さが特に顕著に現れていると指摘している。西澤、前掲注(11)、二〇三頁。
- (19) 福澤は「族名」と表現している。福澤、前掲注(13)、四四頁。
- (20) 前掲。
- (21) 福澤、前掲注(8)。
- (22) 西澤、前掲注(11)、一八、八二頁。
- (23) 福澤は「早晩その実施の日に逢うは疑うべきにあらず」と述べている。福澤、前掲注(13)、四六頁。
- (24) 阪井裕一郎『事実婚と夫婦別姓の社会学』(白澤社、二〇二二年)六二頁。
- (25) 鎌田明彦『改訂版 夫婦創姓論——選択制夫婦別姓論に代わるもうひとつの提案——』(マイブックス社、二〇〇七年(初版二〇〇二年)四頁。
- (26) 鎌田明彦は「ダブルネーム」と表現している。前掲、六頁。
- (27) 前掲。
- (28) 前掲、六四—六五頁。鎌田同様、成人時の創姓を提案している識者に、森村進がいる。森村進「自由な創姓制度を導入せよ」朝日新聞(一九九六年六月二四日)四面
- (29) この点、森村は、全国民に強制するのではなく、婚姻の有無に関係なく、成人した際に新しく創姓し名乗るという選択を可能にすることで、「家の同一性の象徴的表現」である旧姓ではなく、より個人を尊重する姓の制度を提案している。前掲。
- (30) 坂井芳雄は選択的夫婦別姓制度の導入により「家庭内でお父さん子とお母さん子が出来ては堪らない。もっと発想の転換が出来ないものか」と批判している。坂井芳雄「新夫婦よ創始姓は如何」『判例タイムズ』七九五(一九九

二年一月一五(日号) 四頁。

(31) 坂井は「会社としては、債務は甲商号で財産は乙商号で取得することが許されたら、その方が有り難い。しかし、それでは社会が迷惑するので商号の単一性が要求される」のだという。前掲、四―五頁。

(32) 吉田、前掲注(一)。前述のように鎌田は「男性優位の社会状況」において夫婦別姓制度を導入する際に生じるリスクを「父子同姓、母子別姓」として指摘している。鎌田、前掲注(25)、五四頁。

(33) 筆者自身も、幼少期から大学時代まで、祖父母と伯父母家族と同じ住居で育った。日々の食事も家族行事も家族旅行も、基本的にすべて祖父母と伯父母家族など複数世帯とで合同であった。筆者の(少なくとも学生時代までの)家族の定義は、同じ住居に住んでいた全員が「家族」であった。

(34) 増本敏子も「夫婦の一体感を求め理想の核家族をつくりたい夫婦」には新姓または結合姓の創設を提唱している。増本敏子「家族」の視点からみる夫婦の氏」増本敏子・久武綾子・井戸田博史『氏と家族』(大蔵省印刷局、一九九九年) 六八頁。

(35) 鎌田、前掲注(25)、七三頁。

(36) 法務省、前掲注(6)。

(37) 森村も、姓の変更については離婚と同様、公文書に記録されるものであるから、社会的繁雑さなどの混乱を回避できると主張している。森村、前掲注(28)。

(38) 例えばかつて香港で行政長官を務めていた林鄭月娥氏の場合、林は夫の姓、鄭は自らの旧姓である。最も香港においては林氏というように、夫の姓が結局のところ夫婦の姓となるので、厳密な意味では夫婦で新たに創姓をして新たな家族の姓とするわけではあるまい。加地、前掲注(4)。

(39) 遠藤誉「中国は建国以来「夫婦別姓」(二〇二四年一月一日)
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/8c60894e826a77ce9723b9ce4fde167b8fd12441>

(40) 前掲。

(41) 前掲。

(42) 例えば米国のヒラリー・ロダム・クリントン (Hillary Diane Rodham Clinton) 元国務長官の場合、クリントン

は夫であるビル・クリントン元大統領と婚姻してからの姓。ロダムは旧姓。米国のマサチューセッツ州、ニューヨーク州、イリノイ州、ルイジアナ州、ハワイ州など、またドイツやオランダ、イタリア、ポルトガル、ポーランドなどに夫婦連結姓の使用が見られる。

(43) 岩竹美加子「日本の制度は四〇年遅れ……、四つの姓⁶⁶が選べるフィンランドに住んで分かった「日本の不思議すぎる戸籍制度」」PRESIDENT Online (二〇二三年三月四日)
<https://president.jp/articles/-/66996>

(44) Iowa Judicial Branch “Name Change”

<https://www.iowacourts.gov/for-the-public/representing-yourself/name-change>

(45) NHKニュース(二〇二五年五月二八日) <https://www.3nhk.or.jp/news/hml/20250528/k10014819081000.html>

(46) 立憲民主党ニュース(二〇二五年四月三〇日) https://cdp-japan.jp/news/20250430_9171

(47) 国民民主党ニュースリリース(二〇二五年五月二八日)

https://new-kokumin.jp/news/diev/20250528_4

(48) NHKニュース「維新 結婚後も旧姓の通称使用可能にする法案要綱まとめる」(二〇二五年四月二二日)

<https://www.3nhk.or.jp/news/hml/20250422/k10014786221000.html>

(49) 公明党ニュース(二〇二五年二月二二日) <https://www.komei.or.jp/komeinews/p392966/>

(50) 二〇二五年三月に時事通信が全国会議員を対象に選択的夫婦別姓制度の導入についてアンケートを依頼したところ、無回答を含めた全体の四四パーセントの国会議員が同制度の導入に賛成、さらに回答した国会議員の六六パーセントが賛成と回答した。

時事ドットコムニュース「**【選択的夫婦別姓】**国会議員アンケート結果まとめ」(二〇二五年三月七日) https://www.fiji.com/jc/tokushu?id=2025_political_survey_dual_surname_option&g=pol#goog_rewarded

(51) 法務省民事局「**家族の法制に関する世論調査**」(二〇二一年三月) <https://www.moj.go.jp/content/001373638.pdf>

(52) 日本経済団体連合会「**選択肢のある社会の実現を目指して**」(二〇二四年六月一八日)

- https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/04_honbun.html
- (53) 奥原慎平「夫婦別姓、経団連幹部が釈明」産経新聞（二〇二五年四月三日）<https://www.sankei.com/article/20250403-5P5R77TTYYVDYXC5LFD25Y1XC3Y/>
- (54) NHKニュース「夫婦同姓、定めた民法、日本政府に改正求める勧告 国連委員会」（二〇二四年一〇月三〇日）<https://www.3nhk.or.jp/news/hnml/20241030/k10014623351000.html>
- (55) 鎌田はこのような思考を、夫婦別姓論者による「強烈な思い込み」と批判している。鎌田、前掲注(25)、八頁。
- (56) 前掲、九頁。
- (57) 社会民主党による夫婦同姓に対する批判の主張においても、「そもそも「絆」だとか「一体感」という抽象的なものを国が人々に押しつけ、制度で縛ることに危うさがある。」という記載があるが、姓を（同じく社会民主党員であると公言した）鎌田明彦の言うところの「ベアールック」の強制であると勘違いしているからこそその批判であり、的外れな見解であろう。社会民主党「主張」「社会新報」二〇二二年三月二十四号および前掲、一〇頁。
- (58) 阪井裕一郎は夫婦別姓論と男女平等の要求とを同一視することは誤解であると指摘している。阪井、前掲注(24)、七二―七九頁。
- (59) 三輪田元直はこのような福澤の側面を「実際家」、西澤直子は「現実性」と評している。三輪田元直・東亜協会編『女大学の研究』（弘道館、一九一〇年）および西澤、前掲注(9)。
- (60) 福澤、前掲注(13)、四七頁。

参考文献

- Iowa Judicial Branch “Name Change”
<https://www.iowacourts.gov/for-the-public/representing-yourself/name-change>
- 岩竹美加子「日本の制度は四〇年遅れ……、四〇の姓が選べるフィンランドに住んで分かった「日本の不思議すぎる戸籍制度」」PRESIDENT Online（二〇二三年三月四日）
<https://president.jp/articles/-/66996>

- NHKニュース「夫婦同姓、定めた民法 日本政府に改正求める勧告 国連委員会」(二〇二四年一〇月三〇日)
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241030/k10014623351000.html>
- NHKニュース「維新 結婚後も旧姓の通称使用可能にする法案要綱まとめる」(二〇二五年四月二二日) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250422/k10014786221000.html>
- NHKニュース(二〇二五年五月二八日) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250528/k10014819081000.html>
- 遠藤 誉「中国は建国以来「夫婦別姓」(二〇二四年一二月一日) <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/8c60894e826a77ce9723b9ce4fde67b8fd1241>
- 奥原慎平「夫婦別姓、経団連幹部が釈明」産経新聞(二〇二五年四月三日) <https://www.sankei.com/article/20250403-5P5R7T7TYVDYXC5LFD25YIXC3Y/>
- 加地伸行「主体性なき「夫婦別姓論」産経新聞(二〇二一年三月二二日) <https://www.sankei.com/article/20210321-F6ZUOBVWSNKKDEHBIVEH7QIZQE/>
- 鎌田明彦『改訂版 夫婦創姓論——選択制夫婦別姓論に代わるもうひとつの提案——』(マイブックス社、二〇〇七年(初版二〇〇二年))
- 公明党ニュース(二〇二五年二月二二日) <https://www.komei.or.jp/komeinews/p392966/>
- 国民民主党ニュースリリース(二〇二五年五月二八日) https://new-kokumin.jp/news/diet/20250528_4
- 阪井裕一郎「姓の選択」を語る視座：夫婦別姓をめぐる対立軸の明確化を通じて」哲學二二五(二〇二一年三月) 一〇五—一四一頁
- 阪井裕一郎『事実婚と夫婦別姓の社会学』(白澤社、二〇二二年)
- 阪井裕一郎「結婚の社会学」(筑摩書房、二〇二四年)
- 坂井芳雄「新夫婦よ創始姓は如何」『判例タイムズ』七九五(一九九二年一月一五日号)
- 時事ドットコムニュース「【選択の夫婦別姓】国会議員アンケート結果まとめ」(二〇二五年三月七日) https://www.jiji.com/jc/tokushu?id=2025_political_survey_dual_suriname_option&g=pol#goog_rewarded
- 社会民主党「主張」『社会新報』二〇二一年三月二四日号

- 男女共同参画局『夫婦の姓(名字・氏)に関するデータ』<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>
- 中村敏子「歴史的文脈における福沢諭吉の家族論の意味」北海学園大学法学研究四三(二)三四七―三七五頁
- 西川俊作・山根秋乃「塚本定次 変換期の近江商人」『近代日本研究』第一二卷(一九九六年)
- 西澤直子「書簡にみる福沢諭吉の「家」意識と近代化構想」犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』(吉川弘文館、二〇〇五年)
- 西澤直子『福沢諭吉と女性』(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)
- 西澤直子『福沢諭吉とフリーラヴ』(慶應義塾大学出版会、二〇一四年)
- 日本経済団体連合会『選択肢のある社会の実現を目指して』(二〇二四年六月一日) https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044_honbun.html
- 福澤諭吉『福沢諭吉書簡集』第四卷・第五卷(岩波書店、二〇〇一年)
- 福澤諭吉『福澤諭吉著作集』第一卷・第一〇卷(慶應義塾大学出版会、二〇〇二年～二〇〇三年)
- 法務省『選択的夫婦別氏制度について』<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>
- 法務省民事局『家族の法制に関する世論調査』(二〇二二年三月) <https://www.moj.go.jp/content/001373638.pdf>
- 増本敏子「『家族』の視点からみる夫婦の氏」増本敏子・久武綾子・井戸田博史『氏と家族』(大蔵省印刷局、一九九九年)
- 三輪田元道・東亜協会編『女大学の研究』(弘道館、一九一〇年)
- 森村進「自由な創姓制度を導入せよ」朝日新聞(一九九六年六月二四日) 四面
- 吉田成利『大学生のための日本国憲法入門』(慶應義塾大学出版会、二〇二〇年)
- 立憲民主党ニュース(二〇二五年四月三〇日) https://cdp-japan.jp/news/20250430_9171